

令和2年度

ここが変わる！
ことしの

税制改正

イノベーション強化に向けた取組み

- オープン・イノベーションに係る措置の創設
- 5G導入促進税制の創設

連結納税制度の見直し

未婚のひとり親に対する税制上の措置
及び寡婦（夫）控除の見直し

居住用賃貸建物の取得等に係る消費税
の仕入税額控除制度等の適正化

などの **主要改正事項を収録**

はじめに

令和2年度の与党税制改正大綱は、令和元年12月12日に決定・公表され、同月20日に閣議決定しました。基本的考え方としては、人口減少と少子高齢化が一層進む中であっても、豊かな日本を次の世代へと引き渡していかなければならないと述べられています。また、具体的な課題としては、イノベーションの促進など中長期的な成長基盤の構築や、社会保障制度などの諸制度を人生100年時代にふさわしいものへと転換していくこと等が挙げられています。

法人税では、一定のベンチャー企業への出資に対し、出資の一定額についての所得控除が創設されるほか、超高速・大容量通信を実現する5Gシステムに係る一定の投資について税制優遇措置が設けられます。

所得税では、寡婦（夫）控除に関して、「婚姻暦の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」の解消に向けた措置が講じられ、また、扶養控除の対象となる国外居住親族の範囲の見直しやNISAの見直しが行われます。

他に、配偶者居住権が消滅した際の譲渡所得に係る取得費の規定、取引価額が低い土地を譲渡した場合の特別控除の規定が設けられるほか、所有者不明土地に係る固定資産税に関する課題に対応するための措置が講じられます。

本冊子は、令和2年度税制改正案の内容を、図表等を用いて分かりやすく解説しました。本冊子が経営者や資産家の方をはじめ、税務会計の実務に携わる方々のお役に立つことができれば幸甚です。

I 法人にかかる税制は ここが変わる！

1 イノベーション強化に向けた取組み

(1) オープン・イノベーションに係る措置の創設

事業会社による一定のベンチャー企業への出資に対して、出資の25%相当額の所得控除を認める措置が設けられます。

対 象 法 人	青色申告書を提出する法人で 特定事業活動を行うもの (注1)
適 用 要 件	- 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に特定株式(注2)を取得すること - その特定株式をその取得した日を含む事業年度末まで有していること - その特定株式の取得価額の25%以下の金額を特別勘定の金額として経理すること(注3)
優 遇 措 置	その事業年度の所得の金額を上限に、その経理した金額の合計額を損金算入することができる ※ ただし、その特定株式の取得から5年を経過するまでに、特定株式の譲渡その他特別勘定の取崩し事由に該当することとなった場合には、その事由に応じた金額を取り崩して、益金算入する。

(注1) **特定事業活動を行うもの**…自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指す株式会社等。

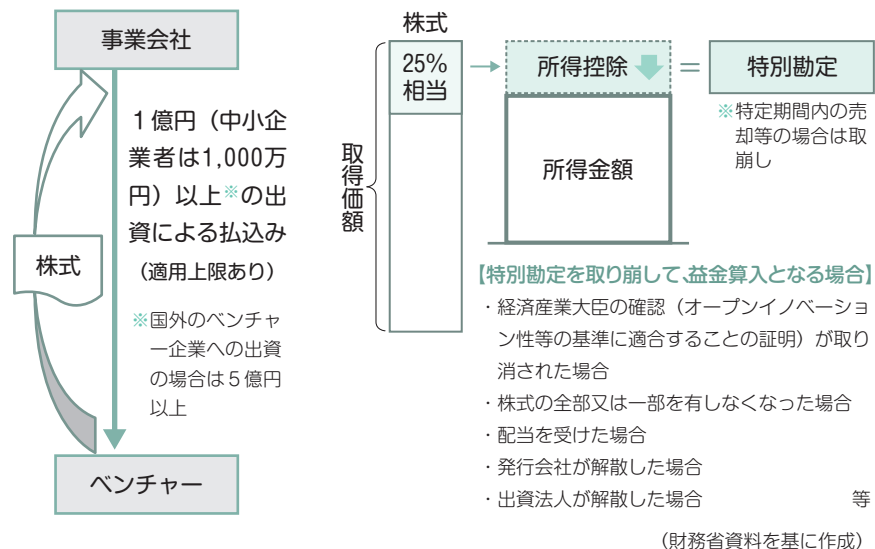
(注2) **特定株式**…特別新事業開拓事業者(注4)の株式のうち、次の要件を満たすことにつき経済産業大臣の証明があるもの。

イ	対象法人が取得するもの又はその対象法人が出資額割合50%超の唯一の有限責任組合員である投資事業有限責任組合の組合財産等となるものであること。
ロ	資本金の増加に伴う払込みにより交付されるものであること。
ハ	その払込金額が1億円以上（中小企業者にあつては1,000万円以上とし、外国法人への払込みにあつては5億円以上。）であること。ただし、対象となる払込みに上限が設けられる。
ニ	対象法人が特別新事業開拓事業者の株式の取得等をする一定の事業活動を行う場合であつて、その特別新事業開拓事業者の経営資源が、その一定の事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであることその他の基準を満たすこと。

（注3）中小企業者の場合は、特別勘定の金額として經理する要件は示されていません。

（注4）特別新事業開拓事業者…産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち同法の特定期間内に資する事業を行う内国法人（既に事業を開始しているもので、設立後10年未満のものに限ります。）又はこれに類する外国法人。

■ 制度の概要



(2) 研究開発税制その他生産性向上に関連する措置の見直し

収益が拡大しているにも関わらず、賃上げや設備投資に積極的でない大企業に対し、研究開発税制等の租税特別措置の適用を停止する措置が強化されます(所得税も同様)。

大企業について、次の要件のいずれにも該当しない場合、その企業には研究開発税制その他一定の税額控除（特定税額控除※）の規定を適用しない。

改正前	改正案
① その大企業の継続雇用者給与等支給額が前事業年度の継続雇用者給与等支給額を超えること ② その大企業の国内設備投資額が当期の減価償却費総額の 10%の金額 を超えること	30%の金額

ただし、大企業の所得金額が前事業年度の所得金額以下の場合には対象外（つまり税額控除の適用あり）とする。

※ 特定税額控除：特定の地域、業種、中小企業を対象とする措置等を除く、生産性の向上に関連する租税特別措置（研究開発税制、地域未来投資促進税制、情報連携投資の促進に係る税制）の税額控除

また、この措置の対象に特定高度情報通信利用認定等設備を取得した場合の特例償却又は税額控除制度（下記(4)）の税額控除が加えられます。

参考

この税額控除の停止措置の対象となる租税特別措置の概要は次のとおりです。

対象法人	大企業（中小企業者〔適用除外事業者に該当するものを除きます。〕又は農業協同組合等以外の法人）
対象期間	平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度

対象の制度	イ	試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）
	ロ	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 を取得した場合の税額控除制度（地域未来投資促進税制）
	ハ	革新的情報産業活用設備を取得した場合の税額控除制度 （情報連携投資等の促進にかかる税制）
	改正による追加（案）	
	ニ	特定高度情報通信用認定等設備を取得した場合の特別償却 又は税額控除制度（下記(4)）の税額控除

(3) 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除制度（原則）の見直し

本制度の概要は次のとおりで、国内設備投資額要件が厳格化されます（所得税も同様）。

対象法人	青色申告書を提出する法人
対象期間	平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度
要件	一定以上の賃上げと国内設備投資を達成 ① 継続雇用者給与等支給額の前事業年度からの増加率が3%以上 ② 国内設備投資額 ≧ 減価償却費総額 × 改正前 90% → 改正案 95% ※ 人的投資に積極的な企業（教育訓練費を一定以上増加させた企業）向けに上乗せ要件あり
税額控除	給与等支給額の前年度からの増加額の15%※ （法人税額の20%を上限） ※ 人的投資に積極的な企業は20%（法人税額の20%を上限）

（注）中小企業者の特例措置については、改正はありません。

(4) 5 G導入促進税制（特定高度情報通信用認定等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度）の創設

Society5.0^(注1)の実現に向け、21世紀の基幹インフラである5 G^(注2)及びこれを支える光ファイバの整備を更に促進し、5 Gを活用して地域が抱える様々な社会課題の解決を図るとともに、経済の国際競争力を強化するため、税制優遇措置が創設されます（所得税も同様）。

(注1) Society5.0…狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

(注2) 5 G…スマート工場や自動運転等の産業用途のほか、遠隔医療や防災等、地域の社会課題の解決にもつながる、次世代の基幹インフラ。

対象法人	青色申告書を提出する法人で一定のシステム導入(注1)を行う特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律（仮称）の認定特定高度情報通信等システム導入事業者に該当するもの						
対象期間	同法の施行の日から令和4年3月31日までの間						
適用要件	特定高度情報通信用認定等設備(注2)の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合その他の場合						
特別償却 ・ 特別控除	<table><tr><th>特別償却</th></tr><tr><td>その取得価額 × 30%</td></tr></table>	特別償却	その取得価額 × 30%	選択	<table><tr><th>税額控除</th></tr><tr><td>その取得価額 × 15% ※ 当期の法人税額の20%が限度</td></tr></table>	税額控除	その取得価額 × 15% ※ 当期の法人税額の20%が限度
特別償却							
その取得価額 × 30%							
税額控除							
その取得価額 × 15% ※ 当期の法人税額の20%が限度							

(注1) 一定のシステム導入…特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律（仮称）の認定導入計画に従って実施される同法の特定高度情報通信等システムの導入で、その早期の普及を促すものであってその供給の安定性の確保に特に資するものとして基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたもの。

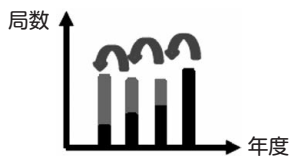
(注2) 特定高度情報通信用認定等設備…その法人の認定導入計画に記載された機械その他の減価償却資産で、一定のシステム導入の用に供するための一定のもの。

■ 対象設備（イメージ）

全国 5G事業者が整備する基地局の前倒し整備分

送受信設備

空中線（アンテナ）



ローカル 5G事業者が整備する 5G設備

送受信設備

通信モジュール

コア設備

光ファイバ

スマート工場

建設現場

農業



※ ローカル 5Gの活用事例（イメージ）

（経済産業省資料を基に作成）